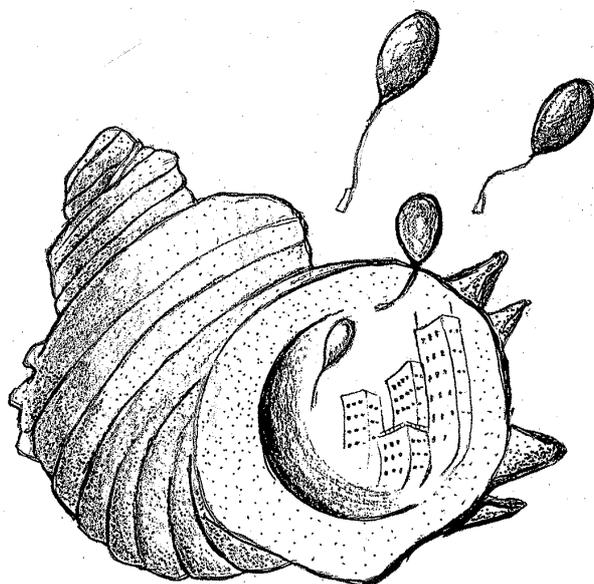


# Ⅲ いじめの問題への 具体的な取組



## いじめの問題への具体的な取組

### 1 指導体制について

#### (1) 一致協力した全校指導体制の確立

いじめの問題をはじめ問題行動については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップのもと、組織的に対応する一致協力した全校指導体制の確立が重要です。そして、こうした指導体制を、問題行動等の早期発見や早期対応はもとより、未然防止のために機能させることが求められます。そのために、以下の基本的なポイントを大切にする必要があります。

#### 全校指導体制確立のための基本的ポイント

- 1 管理職のリーダーシップ
- 2 生徒指導主事（ミドルリーダー）の中心的な役割
- 3 チームでの組織的対応
- 4 全校体制による生徒指導体制の構築
- 5 全教職員による予防的・開発的な教育相談の校内体制の構築
- 6 情報連携から行動連携へ、行動連携から役割連携へ

これらについては、「生徒指導提要」（平成22年3月文部科学省）や「生徒指導の役割連携の推進に向けて～生徒指導主事（生徒指導主担当者）に求められる具体的な行動（小学校編、中学校編、高等学校編）」（平成22年3月、平成23年3月国立教育政策研究所）、「生徒指導資料第3集 規範意識をはぐくむ生徒指導体制」（平成20年3月国立教育政策研究所）、「失敗事例に学ぶ 生徒指導のポイント25」（平成22、23年3月岐阜県教育委員会地域担当生徒指導主事研修会編）などに詳細が説明されていますので、参考になるでしょう。

特に、次に示す「生徒指導のポイント25」は、生徒指導の基本である「さしすせそ」（最悪の事態を想定し、慎重に、素早く、誠意をもって、組織的に対応する）を踏まえ、出口を明らかにした指導を進める上で大切なポイントを示しています。これらのポイントは、指導体制を整備したり、強化したりする上での具体的な視点となり得るものです。

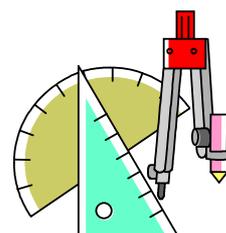
「1 職員集団の意思疎通」「2 組織的な指導体制」「3 迅速・正確な事実確認」「4 誠意ある対応」「5 見届けと承認」の5つの視点、a～yの25のポイントに照らして学校の指導体制を評価し、一層の充実を図ることが大切です。（本書P82～101の事例編、P102～121の演習編にて、「生徒指導のポイント25」を踏まえた対応例を紹介しています。）

どのような問題が起こっても対処療法的な指導に終わることなく、児童生徒の自己指導能力を育てるという重要な目的を見据えた指導ができる体制でありたいものです。

## 生徒指導のポイント25

1 職員集団の意思疎通	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 職員間の日常的な意思の疎通</li> <li>b 抱え込まない開かれた学級</li> <li>c 気付く同僚の存在</li> </ul>
2 組織的な指導体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>d 情報を敏感かつ迅速に集約できるML</li> <li>e 適切な段取・指示の出せるML</li> <li>f 管理職へのタイムリーな報連相</li> <li>g 出口を明らかにした指導仮説</li> <li>h LSを発揮する管理職</li> <li>i 全職員の合意形成</li> <li>j 指導の一貫性と柔軟な軌道修正</li> <li>k 関係機関と連携して役割分担</li> </ul>
3 迅速・正確な事実確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>l 個別の背景を含めた十分な児童生徒理解</li> <li>m 児童生徒の内面の受容的・共感的理解</li> <li>n 5W1Hを明らかにした事実確認</li> <li>o 複数職員による個別・同時の事実確認</li> <li>p 迅速な事実確認と事後対応</li> <li>q 確実な事実認定後の指導スタート</li> </ul>
4 誠意ある対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>r 生命・安全を第一に考えた対応</li> <li>s 保護者の心情を熟慮した対応</li> <li>t ていねいで誠意のある対応</li> <li>u 児童生徒の十分な内省後の保護者説明</li> <li>v 個人情報への細やかな配慮</li> </ul>
5 見届けと承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>w 自己決定の場を位置付ける</li> <li>x 見届け、価値付け、存在感をもたせる</li> <li>y 指導の目的 = 自己指導能力を高める</li> </ul>

「ML」は「ミドルリーダー」、「LS」は「リーダーシップ」の略



(2) いじめの問題と児童生徒理解

いじめの未然防止、早期発見・早期対応のためには、いじめの構造を理解し、現在の児童生徒を取り巻く環境からいじめに向かわせる要因を探ったり、発達段階における社会性の形成という視点からいじめの問題を考えたりすることが大切です。

いじめの原因と構造

『「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」ぬくもりのある学校・地域社会をめざして 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ(第1次)』(平成19年2月文部科学省)によれば、いじめは、不満やストレスのはけ口として起こりがちであることを、下図1で説明しています。一過的ないらだちや八つ当たりは誰にでもありますが、それがしつこく繰り返されたり、エスカレートしたりすると“いじめ”へと発展します。

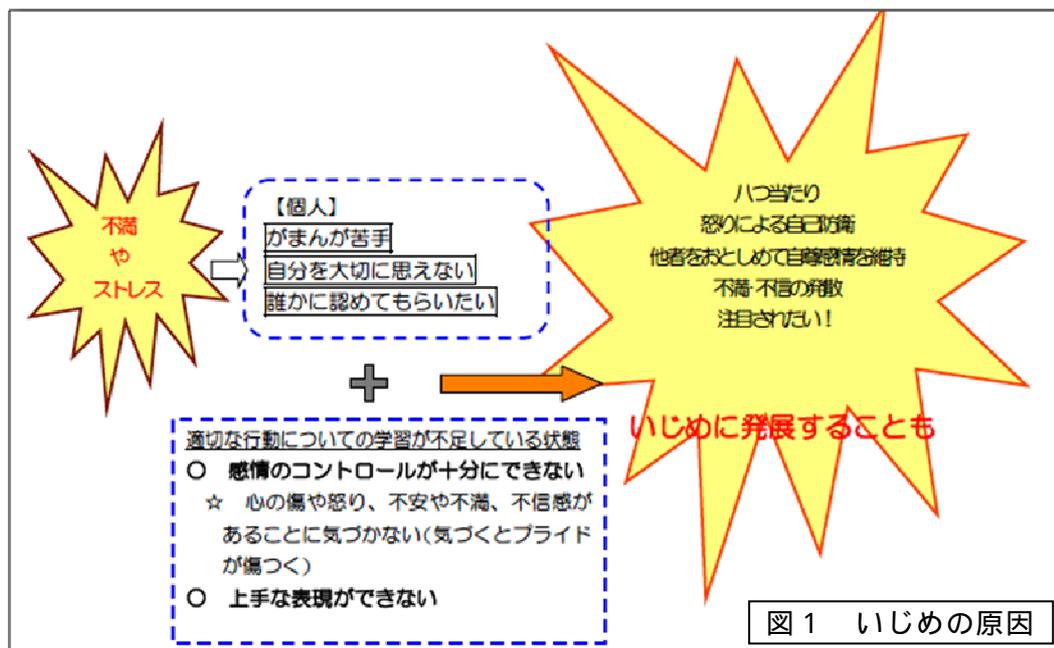
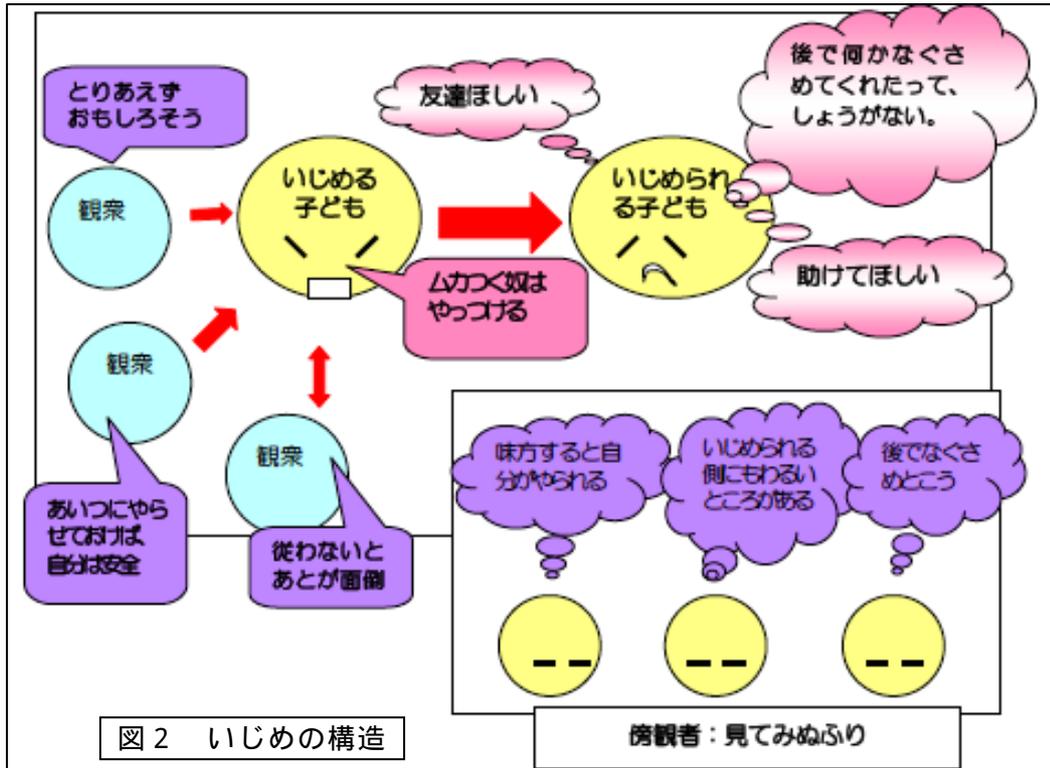


図1 いじめの原因

また、学校や学級は、異質なものを排除して集団の結び付きを強めようとする傾向があり、集団内での不適応や人間関係のゆがみが表れやすいため、学校や学級などの子ども集団でいじめが起こりやすくなります。

集団内のメンバーの一人が、周囲とうまく適応できなくなったとき、周りの子どもたちに次ページの図2のような反応が生じます。メンバーの多くが、自分の状態に満足していて、適切な人間関係のもち方を学習していれば大きな混乱は起きません。そうでない場合は、不適応を生じた子どもに影響されて周囲の子どもが同調することがあります。同調したくないと思っている子どもであっても、力関係で弱い立場にいる場合は、自分の身を守ることに専念し余裕がなくなります。さらに、適応できないメンバーが複数いると、この反応が複数の場で生じるので、より複雑になります。

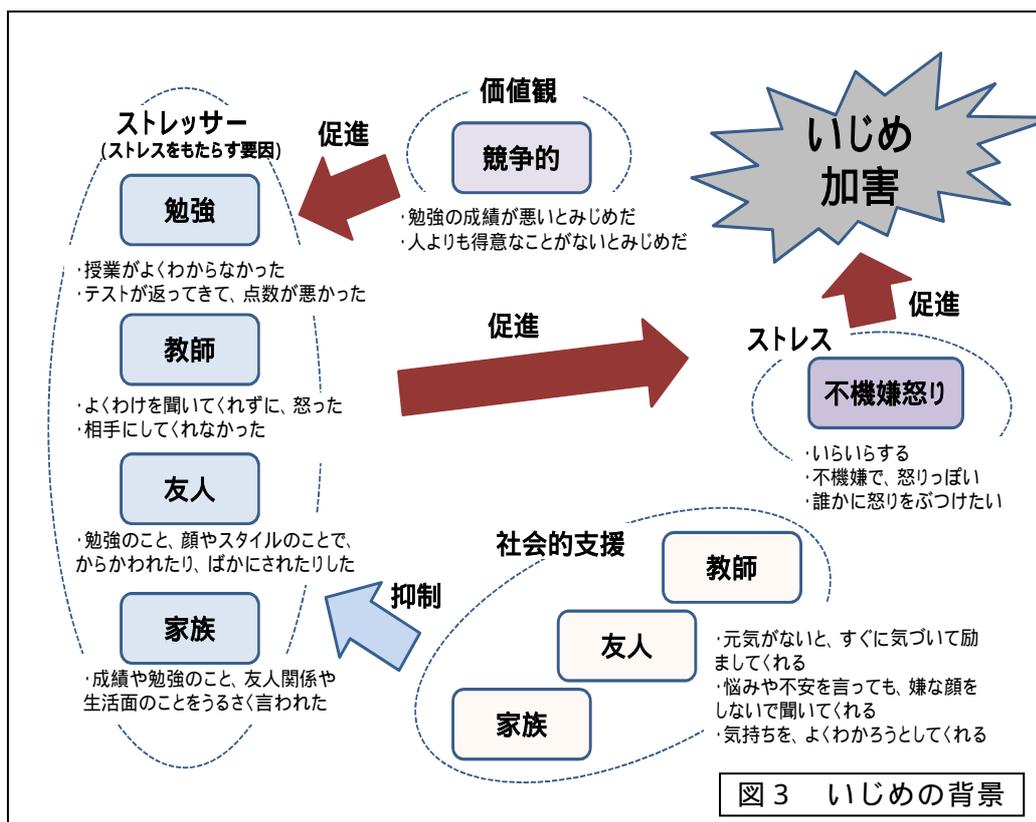
加害者だけでなく全ての子どもに複雑な背景が存在することを念頭におきましょう。



いじめを理解する上で重要な視点は、いじめが意識的かつ集合的に行われるということです。いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれていきます。そこには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいます。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのです。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれます。(詳細については「生徒指導提要」(平成22年3月文部科学省) P 173に掲載されています。)

いじめに向かわせる要因

「いじめ追跡調査 2007-2009 いじめ Q&A」(平成22年6月国立教育政策研究所)によると、いじめに向かわせる要因間の関係は図3のようなモデルで表すことができるとされています。「競争的価値観が強いほど、ストレスを感じやすくなり、他方で教師、友人、家族からの支援が強いほど感じにくくなる。そして、ストレスが強いほど、不機嫌怒りストレスを高める。」という道筋が示されています。



例えば、「競争的価値観」は、直接的には「いじめ加害」に影響を及ぼしませんが、各種ストレスを高めることで「不機嫌怒りストレス」や「いじめ加害」に間接的に影響を及ぼしています。

「いじめ追跡調査 2007-2009 いじめ Q&A」(平成22年6月国立教育政策研究所)では、直接的な影響と間接的な影響の合計から、「いじめ加害」に最も影響力を与えているのは「友人ストレス」であるという結果が出ています。次に影響力が大きい要因は、「競争的価値観」で、続いて「不機嫌怒りストレス」という結果になっています。

これらのことから、「友人ストレス」をはじめとする各種ストレスの軽減を図ることがいじめの未然防止の鍵を握っていると言えます。いたずらに勝ち負けを強調したり、相手をおとしめたりするような表現を用いたりすることを避けるなどの配慮をしながら、好ましい人間関係を築くために集団での活動の一層の充実を図る必要があります。

### 発達段階における社会性の形成といじめ

子どもたち同士のトラブルや喧嘩は、学校生活の中では日常的に発生するものです。しかし、それらはいじめと総称してとらえ、一律的な指導をすることは、効果がないばかりか、望ましい人間関係を築く力を育てることにつながっていきません。社会性の形成の視点から、子どもたちの発達段階について理解した上で、問題の背景や要因を踏まえた、具体的な個別の対応を心がけたいものです。

以下に発達段階の特性と対応の留意点をまとめます。

## 【児童期初期（小学校1～2年生）】

親以外の大人（先生）との関係をうまく保つことで愛情を感じたり、学校の規則や習慣に従うことで規範を意識したり、家族から離れて独力で友達をつくることで自他比較をしたりするようになります。そして、幼稚園や保育園での経験をもとに、違う環境で他者との関係を再構築し始めます。しかし、自律的な活動が難しいだけでなく、自分の主張はするものの相手への配慮は極めて乏しいので、教師など周りの大人の援助がないところでは、次のようなトラブルも発生しやすくなります。

自分の感情を上手に表現できないことから手が出てしまう。  
関わり方の不器用さから相手に不快感を与える。



## 対応の留意点

これらの行為は、役割取得能力や社会性の乏しさから生じるものである。自分の非を素直に認め、謝る、許す、仲直りするなどの経験を繰り返すことは、この時期の子どもたちの社会性を形成していく上で、むしろ重要な行為でもある。従って、親や教師は、行為が起こらないようにすることよりも、行為がどのような意味をもつかを考えさせる機会として捉えていく必要がある。

## 【児童期中期（小学校3～4年生）】

成長につれてルールのある協同遊び（鬼ごっこ、かくれんぼなど）や集団ゲーム（ドッジボール、野球など）が多くなってきます。子どもは学校で長い時間生活することで、親や家庭から解き放たれるようになり、小学校4年生頃には3～5人のグループで遊ぶことが多くなります。また、自分だけの秘密をもつようになり、本能的に他者と秘密を共有したり、共通の敵（対象）をつくったりして連帯感を強めようとする心理が働きます。自分の言動が他者に影響を及ぼす体験を面白く感じる時期でもあるので、人間関係のトラブルは次のような形で出やすくなります。

仲間はずれや無視など心理的な嫌がらせが見られるようになる。  
嫉妬心や支配欲から、いたずらや嫌がらせをする。  
自分たちの集団と異なる雰囲気をもった相手を排除しようとする。



## 対応の留意点

いじめと判断しにくい場合も混在するので、子どものグループ形成や、グループ内での人間関係などを注意深く観察する必要がある。また、行為の主体者は、遊び感覚でふざけているつもりでも、行為の対象者はいじめられたと感じている場合が多い。そのため、相手の不快な感情を言葉にして伝えさせたり、よりよい関わり方について考えたりすることを体験させたい。

## 【児童期後期（小学校5～6年生）】

3～5人のグループで遊ぶことが多いのですが、6～9人の友達グループで遊ぶ子どもの比率も増加してきます。また、学校外の社会体育などに参加する子どもが増える時期でもあります。塾や稽古事場で、学校以外の友達をつくる機会も増え、これまでとは異なる様々な仲間と触れ合う機会が多くなります。反面、集団の中の自分や集団と自分の関係について気になる時期でもあります。グループへの同調志向が強くなり、心の中では悪いと思いつつも「みんながするから…」という理由で自分を守ろうとする傾向があります。

仲間はずれや無視、執拗に悪口を言うなど心理的ないじめが多くなる。  
小集団同士の対抗意識が激しくなり、いじめに発展することが多い。  
いじめがあっても、それをいじめと認める割合が急激に減少する。



## 対応の留意点

いじめに対しては多くの子どもが「いけないこと」と考えている。いじめだとはっきり認識することができれば、正常な善悪判断ができる状態の子どもが多い。状況に応じた自分の役割の把握や仲間とのもめごとを解決するために具体的に何をすればよいかを考え、自分の行為を客観的に見つめ直させる必要がある。

## 【青年期初期（中学生頃）】

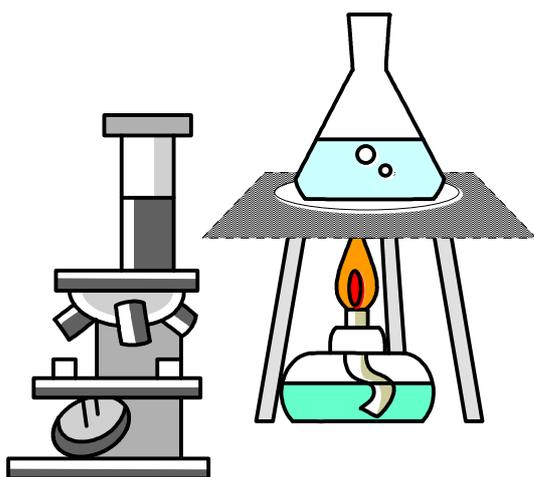
家族や学級、学校、地域社会など、自分が所属する社会全体と自分の関係を多様な情報から判断できるようになります。義務や権利、自由や責任などへの意識も高まり、公私の区別がついてくる時期です。しかし、まだ個々の関係に視点がとどまるとともに、私的な視点と公的な視点が混在した移行期であると言えます。

従って、理論的に納得がいけないことがあったときや自分のやりたいことを制限されたとき、仲間に同意を得られないときなどにストレスが発生しやすくなります。そして、自分の中で消化しようとしてイライラやモヤモヤが増幅されることも多くなります。心のイライラやモヤモヤは、スポーツやその他で健全に発散することもあります。他者への攻撃や社会への反発など不健全な発散として、次のような形で表れる傾向にあります。

他者がいじめられることを愉快に感じたり、他者がいじめられていることに無関心を装ったりする行為がしばしば見られる。  
小集団内で仲間同士の中傷から生じるいじめ、仲間内での優位性を誇示しようとするいじめ、仲間同士の結束を図るためのいじめなどが多く見られる。

↓ 対応の留意点

感情的なコントロールが必要とされる時期である。また、落ち着いて自分を見つめ直せば、自分の行為を客観的に見ることができる時期である。本人の存在価値を自覚させ、信頼関係をつくって、少しずつ自分を開示していくことができるような指導をしたい。

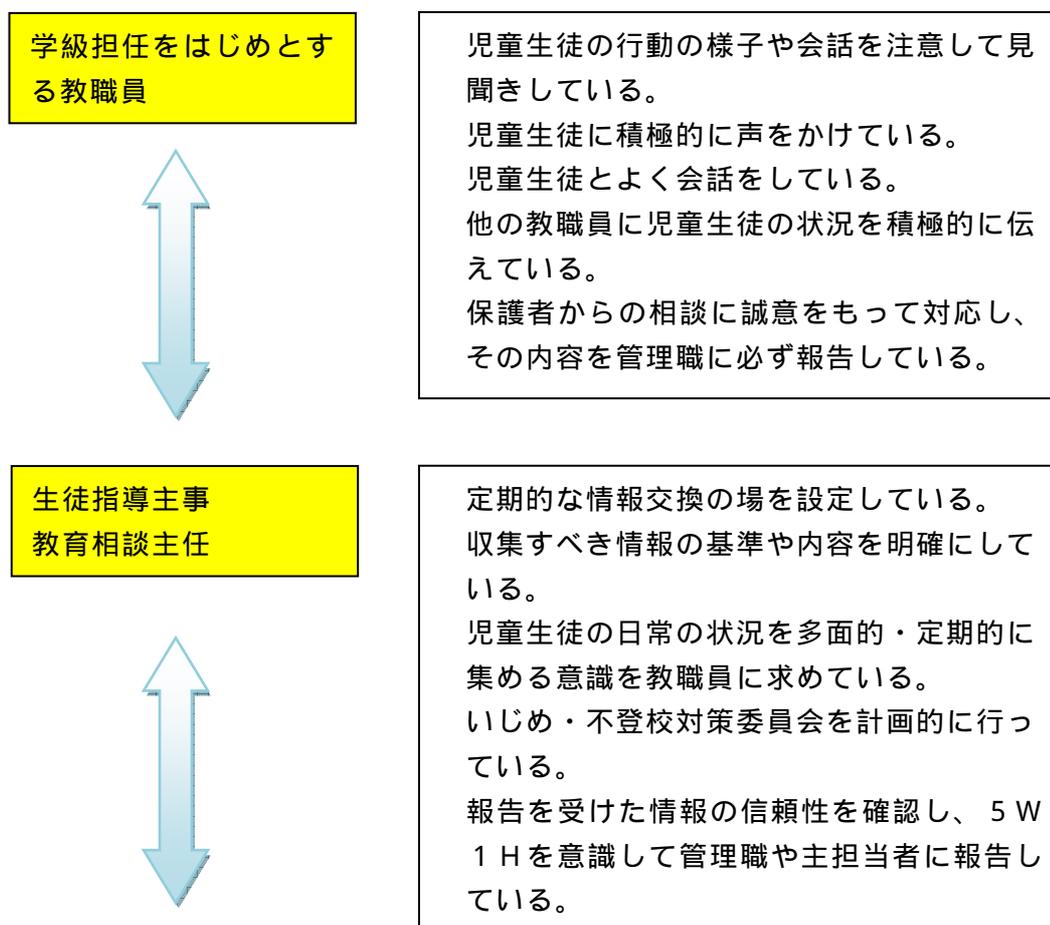


## (3) 報告・連絡・相談とチーム対応

いじめの問題について、学校の中で「報告・連絡・相談・確認」などが円滑に行われ、チームや学校全体で対応する体制が整っているかどうかは、早期発見・早期対応のために重要なポイントです。その際、キーパーソンとなるのが生徒指導主事です。生徒指導主事が、校長・教頭及び学級担任等と連携して、実態把握を行うことが大切であり、そこに、円滑な「報告・連絡・相談」や情報交換のシステムが必要になります。また、各教職員の役割連携に基づくチーム対応により、学校全体で相互補完する体制をつくり上げることは、生徒指導体制の充実につながります。

「生徒指導の役割連携の推進に向けて～生徒指導主事(生徒指導主担当者)」に求められる具体的な行動(小学校編、中学校編、高等学校編)(平成22年3月、平成23年3月国立教育政策研究所)によれば、生徒指導体制の充実のために、生徒指導主事の具体的な行動として、「【行動2】情報交換のシステムをつくる」ことや「【行動7】報告・連絡・相談に努める」こと、「【行動16】役割連携でチーム力を高める」ことなどが示されています。これらを参考にしつつ、以下のポイントに沿って、それぞれの立場でできているかどうかを確認してみましょう。

( はチェック欄)



## 校長、教頭

児童生徒の授業や活動の様子を参観し、自らも積極的に情報を収集している。

児童生徒の指導で悩みを抱えている教職員がいないかどうかを把握する努力をしている。

私見や憶測のない事実に基づいた報告、5W1Hを意識した報告をするよう教職員に求めている。

問題が解決した後も、児童生徒の状況を継続して報告するよう教職員に求めている。

生徒指導主事、教育相談主任とは絶えず情報を共有するための機会をつくっている。

学校にいる全ての教職員が教育相談の窓口であることを具体的に説明できるよう働きかけている。



## 2 教育指導について

### (1) 生命や人権を大切にする指導

#### 生命を大切にする指導

児童生徒の命に関わる深刻な事件や事故が後を絶ちません。いじめ・暴力行為・薬物乱用・自傷行為・自殺など、他人を傷付け、自分自身をも傷付ける行為を未然防止することは喫緊の課題です。児童生徒にとって、生や死の意味について真剣に考え、命のかけがえのなさや人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さや生きる喜びを実感として捉える場が必要であると強く感じます。

内閣府の「平成23年版 自殺対策白書」によれば、生命や人権を大切に  
にする指導の必要性を以下のように述べています。

#### 2 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

##### (1) 児童生徒が命の大切さを実感することができる教育の推進

小学校及び中学校の新学習指導要領(平成20年3月28日告示)においては、自他の生命を尊重する心を育てることを重視している(小学校:平成23年4月より全面実施、中学校:平成21年4月より一部先行実施)。このため、文部科学省では、学校・地域の実情などに応じた多様な道徳教育を支援するため、道徳教材の活用をはじめ、道徳教育の充実のための外部講師派遣、保護者・地域との連携など自治体による多様な事業への支援を行う「道徳教育総合支援事業」を実施しており、命を大切に  
する心を育成する道徳教育の一層の推進を図っている。

さらに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むためには、成長段階に応じて様々な体験活動を行うことが極めて有意義である。なかでも、命を大切に  
する心や他人を思いやる心、規範意識等の育成を図ること等は極めて重要である。このため、文部科学省では、このような豊かな心の育成に資するよ  
うな、自然の中での宿泊体験活動等の体験活動の推進を図っている。今後も  
引き続き、感性を育み、命の大切さを学ばせる体験活動等の様々な体験活動  
の推進に総合的に取り組むこととしている。

また、「児童生徒の問題行動対策重点プログラム(最終まとめ)」(平成16年10月文部科学省)では具体的に指導すべき内容を示しています。

(略)とりわけ、こうした事件によって、子どもたちのかけがえのない命が奪われたり、身体が傷つけられるという重大な結果につながったことを思うとき、改めて家庭、学校、社会のすべての大人たちが、次の世代の子どもたちに対して「命を大切に  
する教育」をさらに充実し、実効あるものとして進めていくことが必要である。

具体的には、子どもたちが

かけがえのない命を大切に  
する心を育み、

伝え合う力を高め、望ましい人間関係をつくる力を身につけ、

生きることの素晴らしさを体験活動を通じて実感できるようにする

ことが重要である。

学習指導要領では、自他の生命を尊重する心を育てることが重視されています。そのために、命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等を育むなど、道徳教育の推進・充実が求められています。例えば、かけがえのない生命について考えさせるなど、道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」の趣旨を生かした創意工夫ある活用を通して、授業や生活に意欲的に取り組み、かけがえのない生命について児童生徒が考えたり話し合ったりするなど、児童生徒自らの道徳性の育成に役立てようとしています。さらに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むために、成長段階に応じて様々な体験活動を行うことが極めて有意義であるという認識から、豊かな心の育成に資するような自然の中での体験活動等の推進を図っています。

人権を大切にする指導

生命や人権を大切にする指導を進める教師自身の言動が、児童生徒に与える影響は大変大きなものです。P25のチェック表は、「いじめ問題に対する取組事例集」(平成19年2月文部科学省)から引用したものです。例えば、こうしたチェック表を用いて、各項目について定期的に自己診断を行うなどして、教師自身の人権意識を高める努力が大切です。

また、「ひびきあいNo.2」(平成16年3月岐阜県人権同和教育協議会)には、「教師の人権感覚を磨くために - 自己点検項目(例) - 」が掲載されています。さらに、「ひびきあいNo.6」(平成20年3月岐阜県人権同和教育協議会)にも、「自分自身の人権感覚を磨くために - 自己点検項目(例) - 」が掲載されています。是非参考にしてください。

右図は、「ひびきあいNo.4」(平成18年3月岐阜県人権同和教育協議会)です。岐阜県の人権同和教育(平成24年4月より「人権教育」に呼称を変更。以下同じ。)は「岐阜県人権同和教育基本方針」に基づき、人権同和教育で培いたい力、すなわち「認

人権同和教育 趣旨

# ひびきあい No.4

平成18年3月 岐阜県人権同和教育協議会

## 人権同和教育における行動力の育成を図る取組

岐阜県では、「岐阜県人権同和教育基本方針」及び「岐阜県人権同和教育基本方針」に基づき、人権同和教育・人権同和教育の実践に取り組んでまいりました。そして、その成果を踏まえとともに、特に、学校教育での行動力の育成に重きを置いた取組を次の趣旨のもと進めることとなりました。

平成18年度から始まるこの取組によって岐阜県における人権同和教育が一層充実することを願っています。なお、この取組の名称、キャッチフレーズや推奨事例については、県内の幼稚園、小・中学校、高校、盲・聾・養護学校にアイデアを出していただき、岐阜県人権同和教育協議会で決定したものです。

<趣旨>  
岐阜県の人権同和教育は、「岐阜県人権同和教育基本方針」に基づき、人権同和教育で培いたい3つの力、すなわち「認識力」・「自己啓発力」・「行動力」の育成を目指して取り組まれています。特に、各市町村及び各園・学校においては、長年にわたる同和教育の実践を土台として、その理念や手法を生かしながら、地域や学校の実情に即した取組が進められ、着実な成果が上がっています。

今後は、「行動力の育成」を一層充実することで人権同和教育に対する実践的態度の育成を図り、人権感覚を高め、同和教育をはじめとした様々な人権課題の解決を目指して、「ひびきあいの日」の取組を、平成18年度より全県的に進めます。

<名 称>

<キャッチフレーズ>

盲・聾・養護学校向け	幼稚園向け	高等学校向け
笑顔あふれる毎日に	みんななかよし	磨こう人権感覚 つくりあげよう共生社会
	小学校向け	
	つなごう人と人 心と心	
	中学校向け	
	あなたを心で支え合い	
	あなたを心で支え合い	

識力」・「自己啓発力」・「行動力」の育成を目指して取り組まれています。特に、「行動力の育成」を一層充実することで人権問題に対する実践的態度の育成を図り、様々な人権課題の解決を目指して「ひびきあいの日」の取組を、平成18年度より全県的に進めています。これまでも数々の優れた実践が紹介されています。是非参考にしてください。

「生徒指導提要」(平成22年3月文部科学省)P174では、「いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。『いじめは人間として絶対に許されない』という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていくことが必要です。いじめが生じた場合には、いじめられている児童生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性を育む取組につなげていくことも大切です。」と述べています。学校で行われる全ての教育活動を通して、自他の生命や人権が尊重される確かな指導が求められます。

#### 全ての教育活動を通じた指導の留意点

全ての教育活動を通して生命や人権を大切にされた指導を行う上で、以下の点にも留意する必要があります。

命の尊さを学ぶことが全ての教育の前提にあるという認識に立ち、「いじめ」や「暴力行為」は命や人権を奪う重大な問題であることを、様々な機会を通じて繰り返し指導する。

命は互いの命によって支えられていること、自分の命を大事にすることが互いの命を大事にすることにつながることを、日々の生活の中で実感させるような取組を充実する。

学校教育の根底に人権教育を据え、あらゆる教育活動を通じて人権尊重の精神を涵養するための取組を、体系的・計画的に行う。

携帯電話・メール・インターネット等による誹謗中傷から、互いの命や人権を損なう状況が増えている現状を踏まえ、各校における実態を把握し、児童生徒の情報モラルについての意識を高める。

職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、「いじめ」や「体罰」等を含む事例研究等を通じて研修を深める。

教師の人権意識をチェックしてみましょう		
番号	項目	チェック
1	あらゆる機会を捉えて生命の大切さを訴えていますか。	
2	一人一人に分け隔てなく、明るいあいさつをしたり、温かい言葉をかけたりしていますか。	
3	よくできる児童生徒を中心に授業を進めるのではなく、どの子も授業に参加し、一人一人のよさが発揮できるようにしていますか。	
4	不登校傾向にある児童生徒の座席等に配慮し、常に学級の一員であることを意識していますか。	
5	特定の児童生徒に対するいやがらせ、仲間はずれ、暴力、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さずに注意していますか。	
6	「いじめられる方にも問題がある」と、いじめの原因を被害者のせいにしていませんか。	
7	児童生徒の名前を「あだ名」で呼んだり呼び捨てしたりしていませんか。また、相手を傷つけるような言葉で注意していませんか。	
8	遅刻や忘れ物をした児童生徒に理由も聞かずに注意したり、叱ったりしていませんか。	
9	兄弟姉妹と比べて、ほめたり叱ったりしていませんか。	
10	「こんなこともできんのか」とさげすんだ言い方をしていませんか。	
11	「またか」「いつもだ」などと、固定的・断定的に見ていませんか。	
12	「男のくせに」「女のくせに」など、性別で差をつけたような言い方をし、男女で役割を固定した捉え方をしていませんか。	
13	個人の問題を国籍や地区、クラスなど、全体の問題のように言っていませんか。	
14	「よい学級」「レベルの低い学年」など、学級、学年に優劣をつけた言い方をしていませんか。	
15	「しっかり勉強しないといい高校に行けない」など、進路先や職業に良し悪しをつけるような言い方をしていませんか。	
16	差別を肯定したり、差別の解消に消極的な発言をしたりしていませんか。	
17	学校のホームページ等に個人情報を安易に掲載していませんか。	
18	連絡帳等を見開きで放置したり個人情報資料を不用意に扱ったりしていませんか。	
19	本人の承諾を得ないで作文や日記の内容を話題にしたり、学級通信、研究論文などに掲載したりしていませんか。	
20	家族調査や面接で知り得た情報を不用意に職場や地域で話していませんか。	

実践事例 ～「命の学習」の取組（中津川市）～

「命の学習」とは

平成19年度より中津川市内の学校では『人権として生と性を学び、個々の命の尊厳や男女の共生を考えることを通して、自分や相手を大切に作る気持ちを育み、相手を思いやり自分らしく生きるための自己決定力や人間関係を構築する力をつける』というねらいのもと『命の教育』を進めています。

こんなことを基本にして命の学習を進めます。

学校全体の指導計画に基づいて実施していきます。

学活・道徳・総合的な学習・教科（生活科・国語・理科・保健）

子どもの発達段階に沿った時期と内容で実施します。

保護者の方に内容を理解していただき、一緒に考えていく機会を積極的にもちます。

例えば、こんな指導計画で実施します。

「命の教育」小学校第6学年指導計画（平成22年度）

「命の教育」第6学年目標

- ・自他の命のかけがえのなさやすばらしさを再確認するとともに、共生社会を基盤に、生命を大切に生きていく実践力を身に付けることができる。
- ・身体の発達に伴う心と体の変化を理解するとともに、命を大切によりよく生きるための知識を培うことができる。

月	題材名（教科領域）	学習目標	主な学習活動	関連等
6	性徴を科学する ～からだの発達～ 【総合的な学習】	性ホルモンの分泌と二次性徴の関係をj知る活動を通して、自分の体の変化を科学的に理解することができる。	・心と体の変化の様子を教える。 ・心と体の変化の関連について、図で理解する。 ・心と体の変化を受け止め、今後するとよいことを理解する。	理科 ～生命の誕生～  道徳 ～生命の尊厳～
10	性徴を科学する ～からだの発達～ 【総合的な学習】	性交、受精を科学的に捉える活動を通して、自らの誕生が貴重な出来事であったことを捉えるとともに、自他の命を大切にjする心情を養うことができる。	・受精の様子をVTRで確認し、5年生の学習を確認する。 ・受精の確立の様子を図で確認する。 ・誕生の様子を写真で確認する。	理科 ～生命の誕生～
12	エイズと人権 ～性の正しい知識と判断力～ 【保健】	エイズについての正しい知識を得る活動を通して、偏見を否定し、正しい人権認識の必要性を捉えることができる。	・エイズ患者とHIV感染者数グラフを見る。 ・感染経路を知り、エイズの特徴を確かめる。 ・HIV感染者の立場になり、共生社会の必要性について考える。	社会 ～大正時代の社会運動～
1	強い心と正しい行動 ～命を守る知識とスキル～ 【学級活動】	思春期の心と体の変化を捉える活動を通して、自分の要求だけでなく、人を思いやり行動することの大切さを把握し、日頃の言動を見つめ、考えることができる。	・「仲間を見つめて」のアンケート結果を知る。 ・思いやりのある行動について話し合う。 ・養護教諭の話から思春期の心と体の変化について知る。	保健 ～心と体の変化～  道徳 ～生命の尊重～

## (2) いじめの問題に関する講話や積極的な指導

全校集会等において、校長や生徒指導主事、教育相談主任、外部講師などによる、いじめの問題に関する講話を積極的に行うことは非常に重要です。その際、「いじめ対策委員会」等により学校としての指導方針や対策を明確にし、共通理解を十分に図った上で、意図的・計画的に行うことが大切です。例えば、「いじめ問題に関する取組事例集」(平成19年2月文部科学省)では、高等学校の例として教職員で共通理解すべき内容を以下のように示し、早期に共通理解する例を示しています。

**【いじめの対応の共通理解】(P4)**

- 1 いかなる場合でも、いじめ被害者の生徒を全面的に守る。
- 2 いじめ被害生徒がなんらかの問題(生徒指導上、あるいは精神的問題)を抱えている場合でも、被害生徒の訴えに耳を傾け誠実に対応する。  
(例)被害生徒が借りたものを返さないところからいじめが始まったケース  
それでも被害生徒を守る。借り物の返却はいじめ対応とは別の指導で行う。
- 3 被害生徒のいじめの訴えが被害妄想的であっても、被害生徒の訴えをまず誠実に聴き対応することで、被害生徒本人や家族とのトラブルを避けられる。
- 4 その他、被害生徒がいじめにつながりやすい要因(弱点)を持っていることがあるが、それを理由にいじめ指導を躊躇することがあってはならない。
- 5 加害生徒からの仕返しや報復を恐れて教員に相談しない場合が多いので、被害生徒を仕返しや報復から絶対守りぬくということを教員集団として決意し、日頃から生徒たちに伝えておく。
- 6 実際のいじめの相談やいじめ指導において、徹底して被害生徒への仕返しや報復から守り抜く。
- 7 被害生徒を安心させるため、教員の連絡先を伝え、いつでもどこでも仕返しや報復から守り抜く決意を伝える。
- 8 加害生徒への指導は、仕返しまで予測して注意し、教員側が断固として被害生徒を守り抜く決意を加害側にも示す。
- 9 加害生徒もなんらかの心理的問題を抱えていることがあるので、毅然とした指導をしたあと、教員の役割分担の中で言い分も聞き、フォローしていく。
- 10 被害生徒が、事態の悪化や報復を恐れ加害生徒への直接の指導をいやがる場合、他の方法を考え、速やかに実行する。  
(他の方法の例)  
偶然、現場に教員が通りかかったフリをし、指導することで、被害者が告げ口したと言われる事態を防止できる。  
教育相談係等がなんらかの形で加害生徒と話すきっかけをもち、いじめをしてしまう状況を改善していく。
- 11 いじめ問題は1人の教員だけで対応できないので、必ず関係主任(生徒指導、学年、教育相談、保健等の主事・主任)と連携し、管理職にも報告し、組織的に対応する。被害生徒とその家族は、学校の組織的対応を知るだけである程度安心する。

次の実践事例のように、学校としての指導方針を明確にし、全校集会での校長講話の事前事後の指導を充実させて、生徒の主体的な活動を生み出していくことが大切です。

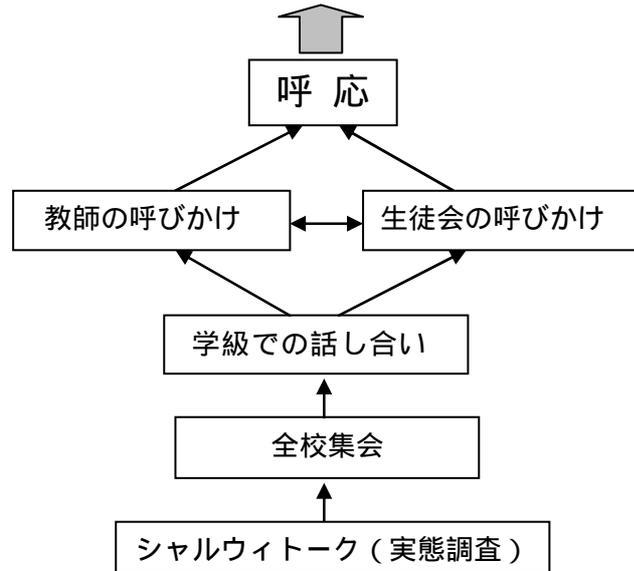
実践事例 ～全校集会での校長講話を生かした指導～

「誰もが居心地よく生活できる 中」をめざして

校長より教職員に対して

<ポイント>

- ・ 家庭訪問の情報から
- ・ チームとして組織で
- ・ チャンスと捉え「いじめ」根絶へ
- ・ 「点」の指導で終わることなく、継続できる「線」の取り組みを
- ・ 職員と生徒の動きの両面から



全校体制の取り組み

主任会...方針を確認

企画委員会...具体的に検討

職員打合せ...今後の取り組みについて共通理解

「いじめ」「いやがらせ」に関するアンケート 1

学年会...「学活」の指導展開を協議

全校集会... 4月の評価と校長講話にてアンケート結果や現状を受けての問題提起 2

呼応の時間...学級活動にて全校集会での問題提起を受けての話し合い

生徒会執行部会...全校体制での取組の協議を開始

生徒集会...生徒会執行部から「いじめ根絶」に向けた問題提起

「いじめをしている君へ」「学校を休みがちな君へ」「授業がつまらない君へ」等先生方からの熱いメッセージを「額」に入れ生徒玄関前廊下に掲示

「いじめ」に関わる生徒会宣言を掲示

各学級での約束や宣言を全校で足並みを揃えて掲示

標語の募集と掲示

## 【 1 】アンケート(例)

## &lt; Shall We Talk ? in April &gt; (シャル ウィ トーク 4月)

皆さん！入学・進級おめでとうございます。

今年も、月に一回ですが、【誰一人として寂しい思いをしない 中】にする為に、アンケートを実施します。名づけて、『シャル ウィ トーク？(一緒に話しませんか？)』というアンケートです。皆さんが悩んでいる事や、苦しんでいる事、そんなに大げさなことではなくても、『ちょっと先生と話してみたいなあ』っていう思いを実現させる希望調査です。

自分の為に、仲間のために、今月もちょっと一緒に **Shall We Talk?**

Q 1 春休みは、有意義に過ごせましたか？	計画的に規則正しく過ごせた まあ、納得のいくものだった 生活が乱れ学習も不安だった
Q 2 平成22年度1学期初日を終え、夢と希望に満ちた入学や進級ができましたか？	はい まあまあ いいえ
Q 3 Q 2で、「いいえ」と答えた人 今、気に病んでいることは何ですか？	
Q 4 一人で悩まず、相談してみませんか？	はい、相談したいです 自分の力で解決します しばらく様子をみます
Q 5 Q 4で、「はい」と答えた人 どの先生と相談したいですか？  _____ 先生	担任の先生はもちろん 教育相談の先生や部活の先生など相談を希望した場合は、後日その先生と相談できる日時と場所をお知らせします。

## 【 2 】問題提起(例)

今から2500年ほど前、ずっと言い伝えられていた寓話や民話がまとめられ、出来たイソップ物語の中に「少年たちとカエルたち」というお話があります。それを元に作家の松谷みよ子さんが書かれたものです。読んでみます。

『男の子たちは、池の近くで遊んでいたのだが、池に、カエルの群を見つけると、石を投げつけて、遊び始めた。すると、一匹のカエルが水の中から顔を出して叫んだ。「どうか石を投げるのは止めてくれ。君たちには遊びでも、私たちには、命の問題なのだから。私はいつも心の中で叫ぶのです。どうか止めて。お願いだから、私には命の問題なのだから。』』

これは「自分は悪気はなくても、軽い遊びのつもりでも、相手にとっては本当に苦しいことだってあるんだよ。立場が違えば、ほんの遊びのつもりでも、相手にとっては命そのものを揺るがす問題になることもあるんだよ。力の強い者の遊びであればなおさらだよ。」と訴えている詩です。社会の中で生きている限り、「人を傷つける」行動や言葉は、どのような理由があってもやってはいけない行動です。皆さんに、自分の言葉や行動で、相手はこんなことを感じている、こんなに苦しんでいる、こんなことを思っているということを感じず人間になってもらいたい。一人一人は、家族や友だちと、私たちが足で踏みしめる大地でつながっているということ。人と人との間に、自分のことだけでなく、相手の心や立場を考える心があって人間になるということ。本校の目指す集団の姿「呼応」の心です。このことをしっかり感じ、知っていつてもらいたいと思います。

## (3) 道徳や学級活動の時間の指導

いじめは人間として絶対に許されない行為です。長期化、深刻化するいじめ集団として捉えると、その中には「加害者(いじめを行う側)」「被害者(いじめを受ける側)」「観衆」「傍観者」と四者があり、集団に属するほとんどの子がいずれかに該当しています。すなわちいじめは一部の子の個人的な問題ではないということです。(P14～15参照)

つまり、いじめに関する指導は子どもの生き方そのものへの指導であり、生涯にわたって『人間を尊重すること』に関わる指導です。

## 道徳の時間の指導

小学校、中学校学習指導要領解説道徳編では、「改善の具体的事項」として道徳の時間等の指導について以下のように述べています。

- (イ) 小学校における道徳の時間においては、自己の生き方及びその基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底する観点から、低学年では、幼児教育との接続に配慮し、例えば、基本的な生活習慣や善悪の判断、きまりを守るなど、日常生活や学習の基盤となる道徳性の指導や感性に働きかける指導を重視する。また、中学年では、例えば、集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合うなど、体験や人間関係の広がりに配慮した指導を重視する。さらに高学年では、中学校段階との接続も視野に入れ、他者との人間関係や社会とのかかわりに一層目を向け、相手の立場の理解と支え合い、集団の一員としての役割と責任などに関する多様な経験を生かし、夢や希望をもって生きることの指導を重視する。特に高学年段階から同じテーマを複数の時間にわたって指導するなど、指導上の工夫を促進する。
- (ウ) 中学校における道徳の時間においては、思春期の特徴を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方や社会とのかかわりを見つめさせる指導を充実する観点から、道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深める指導を重視する。その際、法やきまり、社会とのかかわりなどに目を向ける、人物から生き方や人生訓を学んだり自分のテーマをもって考え討論したりするなど、多様な学習を促進する。また、中学校は教科担任制であり、複数の教師が生徒の教科等の指導にかかわることを生かして、学年や学校において協力し合う指導体制による展開を重視する。
- (I) 高等学校においては、高等学校のすべての教育活動を通じて道徳教育が効果的に実践されるようにするため、学校としての指導の重点や方針を明確にし、道徳教育の全体計画の作成を必須化するとともに、各教科や特別活動、総合的な学習の時間がそれぞれの特徴を踏まえて担うものについて明確にする。また、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、生徒が人間としての在り方生き方にかかわる問題について議論し考えたりしてその自覚を一層深めるようにする観点から、中核的な指導場面となる「倫理」や「現代社会」(公民科)、「ホームルーム活動」(特別活動)などについて内容の改善を図る。

道徳の授業では 主人公の生き方に触れ、自分自身の在り方を見つめ直すことの重要性は言うまでもありません。道徳の授業と日常活動を関連付け、心の耕しを積極的に進めていきたいものです。

#### 学級活動の時間の指導

学級活動では、集団で起きたいじめを含めた問題を自分たちの問題として捉える力、知恵を出し合って解決方法を工夫する力、解決に向けて行動する力など、『自主的で実践的な力』を育て、『自治の活動』を充実させることが大切です。

実際に、いじめの問題についての話し合いを組織する場合は、以下の点に留意するとよいでしょう。

#### ア 話し合い前の留意点

- ・いじめの問題について学級の話合いを行う場合、学級でのいじめそのものを直接話題として指導・援助に入るか、それともよく似た事例を資料化したもので入るかを判断する。
- ・学級(HR)の中のどの程度の児童生徒がいじめの事実を知っているのか、学級(HR)の中にいじめられた側の児童生徒の理解者や、いじめは許されないものであることを指摘できる児童生徒が、どの程度いるのかなどが判断のポイントになる。
- ・集団指導における話し合い活動では、いじめられた側の児童生徒の心の傷をえぐるだけに終わるような話し合いには、絶対にしてはならない。

#### イ 話し合いの留意点

- ・いじめられた側の気持ちが理解できるようにする。
- ・今までの自分を振り返ることができるようにする。
- ・いじめられる側にも問題があるという意識を一掃する。「いじめられる側にも問題がある」という意識は、児童生徒がいじめをしたり、傍観したりすることを正当化する言い訳になる。
- ・いじめをしない、いじめを許さないという児童生徒を増やし、学級の中に正義が貫かれるようにする。

#### ウ 継続的、発展的な指導・援助

- ・年間を通して継続的、発展的に指導・援助を繰り返すことが肝心である。
- ・自分の行為を厳しく捉えることができた児童生徒の何人かが、自己を見つめ始め、それが次の指導・援助の足がかりとなる。
- ・場当たりの指導・援助は、児童生徒の信頼を失うが、ゆっくりとした歩みでも見通しをもった指導・援助は、いじめた側、周りの児童生徒に信頼されるものである。

指導に当たっては、P 1 1 (「WHO (世界保健機関) 勧告」) も参照してください。

## 実践事例 ～小学校第6学年 学級活動の時間の話し合い～

題材名 「いじめのない生活をしよう」

本時の目標

自分や自分の周りの生活を見つめ、いじめのない学級や学校にしていくために、何ができるかを考えさせることを通して、いじめの解決に向けて積極的に取り組んでいこうとする気持ちを育てる。

本時の展開

	学習活動	留意点
	1 「にこにこ言葉」や「とげとげ言葉」について、今の自分を振り返ろう。 自分たちが使っている言葉や人との関わり方について、今一度見直してみよう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「言われて嬉しかったにこにこ言葉」、「言われて悲しかったとげとげ言葉」の資料を準備する。</li> <li>・6月実施の「心のアンケート」の結果を準備する。</li> </ul>
	2 心・いじめのアンケート（6月実施）の結果から考えたことを発表しよう。 3 学級で起きたいじめから感じたことを交流しよう。（使われた言葉） <ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉を発した子の気持ち</li> <li>・言われた側の気持ち</li> <li>・周りの人たちの気持ち など</li> </ul> 4 いじめがなく、誰もが楽しい学校にするために、自分の生活をどうすべきかを考えよう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級で起こったいじめを取り上げて、様々な立場の気持ちを考えることを大切にする。</li> <li>・自分の気持ちを整理したり、これからの生活ですべきことをまとめたりする。</li> </ul>

事後指導

自分の思いを「明日のために（生活ノート）」に貼って残しておく。学級通信で本時のまとめ（感想）の一部を紹介し、家庭への指導にもつなげる。

子どもの感想

私はこの授業で、言われた子がどれだけ悲しい思いをしているか、悪口を言ってしまう子がどんな気持ちなのか分かったし、友達を苦しめるのは、やっぱりだめだと、全部じゃないけど分かった。私はちょっと悪口を言ってしまうことがあって、少しのことで相手がどれだけ傷つくのかが分かったから、もう使わないと思った。

実践の成果と課題

- ・心のアンケートの結果だけでなく、実際の出来事を取り上げることでより深く考えさせることができた。児童は、「言葉」の大切さを感じていた。自分たちが発する言葉が凶器にもなるし、心が温くなる救いの言葉にもなることを強く感じる児童が多かった。
- ・今、自分たちが取り組んでいること（なかも委員の「にこにこ言葉」取組）と学級で起こった出来事とは関わりがある（無関係ではない）という意識を強くもたせることができた。
- ・学級活動を実施したことや児童の感想を学級通信に掲載することで、学校の指導から家庭での指導につなげることができた。

## (4) 児童会・生徒会活動など特別活動における生徒指導の充実

特別活動と生徒指導について、「生徒指導提要」には次のように述べられています。

特別活動の目標は、小・中・高等学校ともその学習指導要領に、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団（や社会）の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の（人間としての）生き方（在り方）についての考え（自覚）を深め、自己を生かす能力を養う。」と示されています。この目標は、学級活動・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動、学校行事、クラブ活動それぞれの目標や内容の実現をもって達成されるものです。特別活動の目標を実現するには生徒指導の充実が不可欠です。また、生徒指導のねらいである自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成は、特別活動の目標と重なる部分もあります。この意味で、特別活動と生徒指導は密接な関係にあると言えます。特別活動の基本的な性格と生徒指導とのかかわりについて、生徒指導の見地から見ると、次のように考えることができます。

所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶ。

集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ。

集団としての連帯意識を高め、集団（社会）の一員としての望ましい態度や行動の在り方を学ぶ。

特別活動の内容のうち、小学校の児童会活動と中・高等学校の生徒会活動については、次のように述べられています。

それぞれのねらいや活動形態等の違いはあるものの、集団活動の基本的な性格や指導の在り方において共通の特色を有しています。それらの活動の役割や意義と生徒指導の関係については、次のように考えることができます。

異年齢集団活動を通して、望ましい人間関係を学ぶ教育活動であること

児童会・生徒会活動は、全校の児童生徒で組織する異年齢集団活動です。児童生徒は常に全校的な視点を持ってよりよい学校生活の充実と向上を目指して活動することになります。日常的に触れ合う学級集団の人間関係を越えた広いかかわりの中で協力し合って学校生活上の諸問題の解決に取り組みます。

より大きな集団の一員として、役割を分担し合って協力し合う態度を学ぶ教育活動であること

児童生徒がその所属する各種の集団の中で、自主的に活動を進めようとする際には、各成員に集団の一員として行動することが期待

されます。つまり、児童生徒は、それぞれの能力に応じて集団活動におけるそれぞれの役割を分担し、集団に貢献することが望まれます。児童会・生徒会活動においては、例えば、代表委員会、各種委員会などの活動が行われますが、児童生徒はこれらの組織的な活動に参加し役割を果たすことによって、全校としての集団活動に協力し貢献することになります。

自発的、自治的な実践活動を通して、自主的な態度の在り方を学ぶ教育活動であること

児童会・生徒会活動、クラブ活動のいずれも児童生徒の自発的、自治的活動を特質とする集団活動です。このことは、児童生徒の自発性、自主性、社会性を促進させる生徒指導の機能と密接に関係しています。

学級における生活上の諸問題を児童生徒自身が発見し、学級会の話し合いで解決し、係を編成し創意工夫する活動は典型的な自発的、自治的な活動です。それらの経験が児童生徒の自治的能力を育成しますが、学級集団の人間関係を越えて異年齢の集団活動として組織を運営する児童会・生徒会活動などの社会的に広がりのある実践的な集団活動を経験することも人格形成上極めて意義深いものがあります。

児童会・生徒会活動、小学校クラブ活動における自発的、自治的な活動には、発達の段階に応じた活動への指導や援助が必要です。つまり、小学校は1年生から6年生までの年齢差が大きく全校的な活動をするに当たっては、常に低学年の実態を考える必要があり、高学年のリーダーシップへの指導が欠かせません。中学校から高等学校にもなると、それまでの生活経験や学習経験、集団活動などの積み重ねを考えると、自治的な能力にも広がりや深まりが出てくることから、活動内容や運営において生徒自身の自主的な活動の成果や可能性に大きな期待がもてるようになります。

例えば、学校行事の実施において生徒会がその運営などにかかわることや学校行事の体験を生かした生徒会活動主催のボランティア活動などの社会参画の活動など様々な取組が考えられます。

児童会・生徒会活動は全校の児童生徒で組織する異年齢集団活動です。日常的に触れ合う学級集団の人間関係を越えた広い関わりの中で協力し合って学校生活上の諸問題の解決に取り組むものです。教師一人一人が「子どもたちの中に」「子どもたちの先頭に」「子どもたちと共に」などを合言葉にし、適切な指導・助言を通して児童会・生徒会の運営を支えることが大切です。児童会・生徒会の成否は、教師がいかに児童生徒と深く関わることが鍵であり、「アドバイスする」「見守る」「誉める」「認める」「励ます」という積極的かつ開発的な指導・援助を展開してこそ、自治的な活動が育ち、いじめをなくす児童生徒の主体的な活動が高まっていくと考えます。

## 実践事例 ～生徒会の自治的な取組（中学校）～

## 実践テーマ

「あたたかい言葉かけができる 中学生をめざして  
～人権週間を通して～」

## 設定の理由

小学校から同じメンバーで過ごしている生徒たちは、教員以上にお互いのことをよく知っている。しかし、生徒たちの会話の中には、「ウザイ」「死ね」という言葉が使われている。いくら長い付き合いでお互いをよく知っているても、「言ってはいけない言葉」はある。お互いのことをよく知っているからこそ、もっと普段から「うれしい」「安心した」と思えるような言葉かけができるようにならないかと考え、この取組を設定した。

## 実践方法

## 生徒会からの働きかけ

全校で言葉について考えるために、生徒会から全校への呼びかけを行った。学校でかけられたあたたかい言葉、家族からかけられた言葉、地域の中でかけられた言葉など、それぞれを出し合い一覧にまとめた。

## 生徒会から全校への呼びかけ

全校で出された「あたたかい言葉」を全校に広めるために帰りの会の前に全校放送で紹介をした。1日に1学年、数名の言葉を紹介した。紹介した言葉については掲示した。

昨年度も言葉についてのアンケートをとり、「いつも使いたい言葉」と「絶対使いたくない言葉」を生徒会がまとめていたので、昨年度からのつながりをもたせることができた。

## 人権週間で考えた多くのリボン活動

道徳・人権主任の教師を中心に、人権週間で生徒たちに「リボン活動」について考えさせた。ただ考えるのではなく、生徒が興味関心をもてるように工夫をした。

放送を使ってクイズ形式でリボンの色によってどんな活動をしているかを考えた。ただクイズに答えるだけでなく、クイズが終わってから担任がその活動についての説明を行なった。生徒たちはリボンは見たことはあるが、その色のリボンが示す活動の内容を知らなかった。ただリボンを見るだけでなく、その色が何を意味しているのかを生徒たちは考えることができた。



## 成果と課題

どんな言葉を仲間にかけることがうれしくなったり、傷ついたりするのかを改めて考えることができた。まだまだ、生徒たちの会話の中には「ウザイ」「死ね」といった言葉がある。しかし、言ってしまった後に「しまった」という表情になる生徒も出てきた。少しずつではあるが変化が見られている。昨年度から継続して今年度も考えられたことは大変よかったと考える。今年度は放送や掲示物を使っての全校への発信であったので、来年度は「あたたかい言葉集会」の実施を考えている。事前に学級で話し合ったことの発表や意見交流を行い、学級の中だけではなく、全校で「あたたかい言葉」について考える機会を設けていきたい。

### (5) 社会性の涵養や豊かな情操を培う活動

いじめや暴力行為など子どもの問題行動の増加の背景には、子どもの規範意識や社会性の欠如が有ると言われています。都市化や少子化の一層の進展等もあり、これらの問題は今後も引き続き教育上の大きな課題となると考えられます。そのような課題に対応して各学校の生徒指導や教育相談の場で実践されている主な社会性育成プログラムについて、「いじめ問題に関する取組事例集」(平成19年2月文部科学省)に概略が紹介されています。

#### 構成的グループ・エンカウンター (SGE)

教師や同級生等から「尊重される、認められる、褒められる」体験を経ることで、自分の良いところや努力を周囲の仲間に評価されることを実感するとともに、自分を肯定的に評価でき、自尊感情をもてるようにする取組。自己理解や他者理解を深め、人間関係づくりなどを目的とする。学級活動のほか、学校行事などに関連させて行うことが考えられる。

#### ソーシャルスキル・トレーニング

人間関係についての基本的な知識、相手の表情等から隠された意図や感情を読み取る方法、自分の意思を状況や雰囲気に合わせて相手に伝えること、対人問題の解決方法、などについて説明を行い、また、ロールプレイングを通じて、グループの間に練習を行う。その後は、日常の中で実践する(例:お年寄りに席を譲る、落とし物を届ける、傷ついた友達を慰める)よう努め、思いやりなど社会的能力の獲得につなげる。

#### グループワーク・トレーニング (GWT)

ある課題(ゲーム)にグループで取り組み、事後の振り返りにおいて、グループの他のメンバーが何をしていたかを思い返させることで、自分だけでなくグループの状況も気にする態度と、グループの一員としての適切な行動について見つめるよう促す。仲間づくり、望ましい集団形成などを目的とする。

#### CAP プログラム

Child Assault Prevention = 「子どもへの暴力防止」で、子どもたちが、いじめ、誘拐、虐待等様々な暴力から自らを守るための教育プログラム。子どもに一方的に「～してはいけない」等と大人が説明し、教え込むのではなく、寸劇や話し合いなどを通じて、暴力に対して子ども自身の力でいろいろ対処できることを学んでいくもの。

#### アサーション・トレーニング

自分の気持ち・考え・意見などを率直かつ適切な方法で自己表現しながら、自分と相手を共に尊重しつつコミュニケーションを図るトレーニング。決して「声高に主張すること」「まず自分の意見を表明すること」を志向するのではなく、あくまで相互尊重の考えを根底に据える。

### ピア・サポート

Peer = 「仲間」を Support = 「支援する」。異学年交流を通じ、「お世話をされる体験」と、成長した後に「お世話をする体験」の両方を経験し、「自己有用感」を獲得する。同時に、自ら進んで他者と関わろうとする意欲や必要な能力を、仲間との活動によって培う。いじめ問題との関連では、傾聴訓練やカウンセリング研修等を受けた数名のピア・サポーターが実際に子どものいじめ相談に当たる取組例もある。

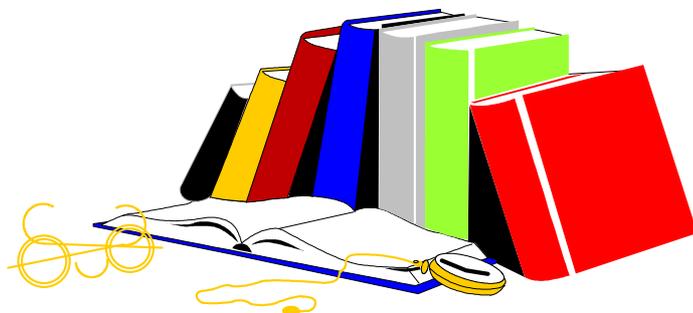
### ピース・メソッド

生徒のストレスの要因となる人間関係や環境に焦点を当て、友人との関わりの場を教育活動全体の中で位置付け、ストレスを減少させることによっていじめを防止することを狙いとする。学校・学年を単位として1年～1年半をかけて、生徒指導上の諸問題に取り組む予防的な手法の一つ。

### セカンドステップ

友人から仲間外れにされた場面のロールプレイ等により子どもたちに当事者の気持ちになって語り合わせることで、相手の立場にも立って考える習慣を付けたり、怒りなどの感情の落ち着かせ方を学ばせたりすること等を目指すもの。学んだことを生活の中ですぐ実践することを志向した取組。

また、「生徒指導提要」P109にも同様の紹介がありますので参考にしてください。



## 実践事例 ～豊かな情操を培う活動(中学校)～

## H中学校の礎活動～「生」を感じる活動～

## 活動のねらい

豊かな情操を養う方法として、ペットを飼ったり、芸術鑑賞したりするなど多様な方法が提案されている。特に、「継続する活動」「体験・体感を伴う活動」そして「感謝の気持ちをもてる活動」が今の中学生には大切だと考える。

本校では、種から花や作物を育て、管理していく園芸活動である「礎活動」を教育課程に位置付け日々継続している。ただし、園芸活動ではなく「礎活動」と呼んでいるのに理由がある。

「礎」という言葉には、「活動を通して学んだことが、将来の生きる上での礎となってほしい」という願いが込められている。

花や作物は一日にして咲くことはない。暑い日も寒い日も欠かすことなく、心を込めて世話や手入れを行って、初めて美しい花や命あふれる作物が実るのである。「礎活動」を通して、次の6つの心が育つと考えている。

命を尊び思いやる温かい心  
地道に継続するひたむきな心  
和と安らぎを求める穏やかな心  
労を惜しまず汗を流す勤勉な心  
美しいものに感動する純粋な心  
他に広く生き方を学ぶ謙虚な心

生徒一人一人が花や作物と向き合う「礎活動」を続けることで、豊かな情操を培う活動になると考え実践をしている。

## 活動の内容

「美しい花を咲かせたり、作物を立派に生長させたりするために、自分たちにできること」を考えて活動を行っている。例えば、毎日地道に花壇に向かい、手を汚すことをためらわず終わりゆく花の命を最期まで丹精込めて世話をしたり、道具を大切にしたりするなど、労を惜しむことなく関わり続け、誇りに感じている生徒の姿がある。休みの日には、自主的に世話をを行う生徒もいる。

育てるだけではなく、花を販売した収益を、海外に送るなど、国際ボランティアにも貢献し、社会生



活の礎としての役割も果たしている。また、収穫した作物を学級の仲間のために調理して振る舞う活動もしている。その料理を食べたときには、気持ちが和らぎ、あたたかな学級の雰囲気を生徒自身が実感することができた。また、自分たちで育てた作物を収穫し食べることで、自分の体の一部へと変化していくことを感じる。これこそ「生」を感じる「礎活動」だと考えている。

さらに、自分たちが育てた花を地域の方に贈るなどして、地域社会人として活動している。また、卒業生との花壇の引き継ぎでは、3年間礎活動に取り組む中で抱いた思いや願いを語り継いでいくことを大切にしている。

以下は1年生生徒の作文の抜粋である。

私は、今まで礎活動に進んで参加することができていませんでした。「めんどくさいな」と思う気持ちが強かったです。でも、毎日地道に礎活動をしているAさんの、花の命を大切に思う気持ち、地道に活動できる自分になるために努力している気持ち、花が咲いたときの感動した気持ちなどを知りました。Aさんは私と同じ「めんどくさい」と思う気持ちを礎活動で克服したことを知り、はっと気付かされ、私も礎活動を続けることを決意しました。今では毎日の礎活動が楽しくなり、私たちの育てたきれいな花で新入生を迎えることができそうで、とてもうれしいです。

この作文のように、願いをもって礎活動を継続することにより、豊かな情操をさらに培うことができるよう共に活動している。